

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和3年12月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20211220	有限会社新栄観光バス (法人番号 9400002008901) 代表者千葉福夫	岩手県花巻市松園 町490番地2	本社営業所	岩手県花巻市松園町 490番地2	文書警告(処分日車 数50日車のため、一 般貸切旅客自動車 運送事業者に対す る行政処分等の基 準3.(6)による)	道路運送法第27条 第3項	令和3年11月4日及び11日、監査方針を端緒として 監査を実施した結果、2件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動 車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第 1項)、(2)初任運転者に対する指導義務違反(運 輸規則第38条第2項)	5	5

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。